

「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」
に係る一般競争入札に関するQ&A

更新日:2019年5月10日
独立行政法人情報処理推進機構

【Q1】	[P19 仕様書4.2(1)③] ①の IPA Web サイトを使用して申込を行うとあるが、IPA のメールアドレスを利用し、IPA 側で連絡を受領するのか。
【Q1-2】	[P19 仕様書 4.2(1)③] メールアドレスのドメインは IPA のドメインを利用するのか。
【A1】	4.1.(2)において事務局で用意したメールアドレスに申込受付の連絡を受領する。 申込状況については随時 IPA に報告する。
【A1-2】	事務局のドメインを利用する。
【Q2】	[P19 仕様書4.2(1)] 申込みが 400 社を超える場合は、先着順とするのか。
【A2】	先着順ではなく、申込者の属性を考慮し、IPA と協議の上、選定する。
【Q3】	[P18 仕様書4.1(4)] 窓口機能の時間帯は何時から何時までか、お昼は時間外となるか。
【A3】	本業務の問い合わせ窓口としての機能を果たすために必要な時間帯を提案者の判断により設定し、提案いただきたい。
【Q4】	[P19 仕様書4.2(1)③] 中小企業からの申込受付の〆切条件はあるか(期間や社数 - 最大 400 社を指導対象とする認識はあり)。
【A4】	特段なし。ただし、400 社以上の申込みを確保できる見通しが得られた場合においては、IPA との協議の上で、締切条件を設ける可能性がある。
【Q5】	[P19 仕様書4.2(1)] 「SECURITY ACTION 1 つ星」の宣言を持たない中小企業に対して、促した場合、実際に宣言をすることで本指導への申込を許可するとするか。促せば宣言はなくても構わないか。
【A5】	「SECURITY ACTION 1 つ星」の宣言が条件となる。
【Q6】	[P20 仕様書4.2(2)④] 専門家に対する事業説明会の開催案内については、IPAが実施するとあるが、この案内手段(媒体)は何か(Web/チラシ/関連イベント、など)

	また、この専門家の事業説明会受付は Web の申込フォームのようなものを想定してよいか
【A6】	メールによる開催案内を予定。専門家からの参加申込みは事務局が用意する E メールアドレスでの受付対応を想定している。
【Q7】	[P20 仕様書4.2(3)②] 中小企業と専門家のマッチング手続きについて、IPA との協議はメールのやり取りでよいか。もしくは IPA オフィスで現地協議か。
【A7】	メールでの協議を想定しているが、協議内容によっては対面での協議を行う可能性がある。
【Q8】	[P20 仕様書4.2(3)②] 中小企業が途中で指導を放棄した場合はどうするか また、専門家が放棄した場合は新たに代理を立てることでよいか
【A8】	理由次第では放棄もやむを得ないものの、具体的な対応については IPA との協議の上で、決定する。専門家についても同様。
【Q9】	[P21 仕様書4.2(3)③⑥] 委嘱状の交付および謝金の支払いについて、専門家への表示元(名)は IPA と落札事業者のどちらとなるか (業務手続きや管理は落札事業者であると認識しています)
【A9】	落札事業者である。
【Q10】	[P3 入札説明書 I.6(6)②] 提案書説明時に、プロジェクト投影することは可能か。その場合、弊社から持参するものは、提案書を保存したパソコンのみでよいか。また、入札書等と提出した提案書以外の資料(または要約した資料)を用いた説明を行うことは可能か。
【A10】	プロジェクトの投影は可能。持参品はパソコンのみで構わない。提案書以外の資料を用いることも可能。
【Q11】	[P21 仕様書4.2(3)⑥] 申し込まれた中小企業の所在地が、どうしても近隣に RISS がいない場合、専門家に追加で旅費をお支払いすることは可能か。
【A11】	追加の旅費支払いは不可。なお、指導可能な RISS が見つからない場合に限り、IPA との協議の上で、IPA セキュリティプレゼンターや IT コーディネーターなどの専門家登録を検討いただきたい。